

橿原市教育長の給料の額について（答申）

1 はじめに

橿原市特別職報酬等審議会は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、市長から教育長の給料の額について諮問を受け、平成27年1月27日と同年2月10日の2回に亘り審議を行った。

いじめ問題をはじめとして、教育行政を取り巻く課題は従来に増して複雑かつ困難になっている。こうした状況を踏まえ、文部科学省は教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正した。この改正により、教育長の役割と権限が大きく強化されるため、教育長の給料月額について、市の財政状況も踏まえ、県内各市及び奈良県並びに類似団体（Ⅲ－1）から抜粋した28市の特別職の報酬等の状況など、広範な角度から審議を行った。

委嘱を受けた委員は、市民各層の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持し、自由闊達な意見交換を行い、審議を進めた。

2 経緯

平成26年1月に教育長を含む橿原市の特別職の給料月額について答申したところである。しかしながら、平成27年4月1日から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、教育長の職責が重くなることから、教育長の給料月額について市長から諮問を受け、審議を行った。

これまでの教育委員会制度では、教育委員長と教育長のどちらが責任者であるのかわかりにくいこと、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていないこと等の課題があった。改正法では教育委員長と教育長を新教育長として一本化し、その権限および責任を明確にしている。また、「教育行政の大綱」の策定に関しても教育委員会と首長が連携・協議することが定められたが、その調整においても新教育長の果たす役割は大きい。

このような制度改正に伴う新教育長の職責や役割に対して給料月額をどの程度引き上げるべきか審議を行った。

3 議 論

まず、法改正により教育委員会制度がどのように変わるのか、その中で、新教育長の役割と責任がどの程度大きくなるのかを確認した。また、類似団体から抜粋した28市および県内他市の特別職の給料月額と財政状況を資料として審議に入った。

他団体の教育長給料月額の改正状況については、現行教育長の任期が満了するまでは経過期間があることから、改正を行っている団体は少ない。他団体との比較に当たってはこうした状況も考慮して審議を行った。

新教育長の給料月額を引き上げるとは全員一致したが、引き上げ額については様々な意見があった。教育委員長が廃止されることから教育委員と教育委員長の差額である2万4千円を現行の給料月額に上乗せする意見から類似団体の平均に差額を上乗せする意見、市長の給料月額に対する水準から決定するものなど、多数の意見を基に検討を行った。

審議においては、財政状況を考慮しつつ、県内の類似規模の団体との比較、副市長との職責の差、類似団体との比較を重視した。

檀原市の特別職については、市長および副市長は類似団体の平均と大差ないが、教育長は低く、市長との水準においても県内及び類似団体と比較して低い。今回の制度改正に伴い、教育長の職責は相当重くなるため、類似団体の平均額まで引き上げることが適当であるとの意見で一致した。

4 結 論

教育長の給料の額については、月額706,000円が妥当と考える。